

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月20日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

- 区分 : 該当なし
- 区分 : 該当なし
- 区分 : 該当なし
- その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	携帯用交流電圧電流計(備品)の点検校正において、校正不良(指針のふらつき)が認められたため、対応検討。	G	
2	4号機	無停電電源装置設備検査の成績書において、記載漏れ(計器番号訂正日、不適合処置完了日)が認められたため、当該検査の影響評価書を作成。	G	
3	4号機	主発電機コレクターカバー内ファンヒータ(2台)点検時、動作不良(東側:ファンが動かない、西側:ヒータ、ファンが動作しない)が認められたため、当該ファンヒータを点検修理。	G	
4	4号機	タービン補機冷却系熱交換器(B)電解鉄イオン供給装置点検時、制御盤の基板に劣化が認められたため、当該基板を修理。	G	
5	4号機	主復水器連続洗浄装置の貝・異物排出弁(電動弁:A,F)点検において、リミットスイッチ収納部のカバーに同スイッチ用ケーブルを挟み、ケーブルの絶縁不良が認められたため、当該ケーブルを補修及び対応検討。	G	
6	4号機	海水熱交換器建屋北側ストームドレンサンプポンプにおいて、くみ上げ不良(1台運転ではくみ上げ不足)が認められたため、原因調査後対応検討。	G	
7	4号機	海水熱交換器建屋南側ストームドレンサンプポンプにおいて、くみ上げ不良(1台運転ではくみ上げ不足)が認められたため、原因調査後対応検討。	G	
8	4号機	タービン補機冷却系熱交換器(B)電解鉄イオン流量指示計入口管ドレン弁において、シートリークが認められたため、当該ドレン弁を点検補修。	G	